

## 商品概要説明書

### < J A満期共済金専用定期貯金 >

(2019年7月1日現在)

1.商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<1年・単利型> (J A満期共済金専用定期貯金)
2.取扱期間	平成31年3月1日(金)～平成32年3月31日(火)
3.ご利用いただける方	・個人のみ ・当J Aでご契約の満期共済金をお受け取りいただいた方
4.預入期間	・定型方式 1年
5.預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・満期共済金額の範囲内(ただし支払日より1か月以内にお預け入れいただいたものに限りです) ・1円単位
6.払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
7.適用利率	・預入時の店頭表示金利に、0.04%上乗せいたします。
8.税金	・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。
9.手数料	—
10.付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることが出来ます。 ・条件を満たすお客様はマル優をご利用いただけます。
11.貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12.苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A金融共済課本所(電話:0158-23-3135)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融共済課本所またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)。
13.その他参考となる事項	・急激な金利変動により、予告なく内容・条件を変更、またはお取扱を中止する場合があります。